

厚労省令和2年度予算概算要求

2019(令和元)年8月29日、厚生労働省は、令和2年度予算の概算要求の内容を公表しました。一般会計予算の総額は、32兆6,234億円で、前年度の当初予算額31兆9,641億円に比べ、6,593億円の増額となっています。

また、特別会計予算は、労働保険特別会計予算が3兆8,406億円で前年度より510億円増額、年金特別会計予算は69兆9,243億円で1兆3,404億円の増額となっています。

重点要求として、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代の減少が進む2040年頃を見据え、誰もがより長く元気に活躍でき安心して暮らすことができるよう、人生100年時代に対応した全世代型社会保障の構築に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を図るとしています。

人生100年時代に対応した全世代型社会保障の構築として、①多様な就労・社会参加の促進、②健康寿命延伸等に向けた保健・医療・介護の充実、③安全・安心な暮らしの確保等の3つの柱を掲げています。

障害者関係では、①多様な就労・社会参加の促進において、障害者の就労促進177億円(前年度173億円)を計上し、公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の強化、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化等を取り上げています。

また、③安全・安心な暮らしの確保等の柱において、障害児・者支援の推進676億円(前年573億円)を計上し、障害福祉サービス事業所等の整備、地域生活支援の拡充、農福連携の推進、新生児聴覚検査及び難聴児早期支

援の推進、児童発達支援センターの地域支援機能強化等によるインクルーシブな支援の推進、医療的ケア児への支援の拡充、障害者の芸術文化活動の支援、読書環境の向上、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害福祉分野のロボット・ICT等の導入支援等を取り上げています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)
https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20s_yokan/dl/01-01.pdf

文化庁がチケット転売の際の本人確認証明書類に障害者手帳を認める通知を发出

「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(平成30年法律第103号)」では、入場資格者の本人確認が興行主等の努力義務とされています。その具体的方法については、興行主等による判断に委ねられていますが、一部の興行で障害者手帳が本人確認に用いる証明書類として認められていない事例がありました。そこで、文化庁は、興行主等の負担が過重でない範囲において、障害者手帳を入場資格者の本人確認の証明書類として認めるよう依頼する通知をスポーツ関係団体及び文化関係団体の長宛に发出したものです。

通知名は、「興行入場券の本人確認措置に係る措置について(通知)」(令和元年8月28日付元文経際第34号)です。

通知は、下のサイトにあります。(寺島)
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei

国土交通省が車椅子使用者の単独乗降と列車の安全確保を両立しうる段差・隙間の目安を公表

令和元(2019)年8月26日、国土交通省鉄道局技術企画課は、車椅子使用者の単独乗降と列車の安全確保を両立しうる、プラットホームの状況等に応じた段差・隙間の目安などを公表しました。

同省は、2020年オリンピック・パラリンピックなどに対応するため、車椅子使用者が駅員等の介助なしに列車に単独乗降できる環境の整備が必要との考えから、学識経験者、障害者団体、鉄道事業者等からなる「鉄道駅におけるプラットホームと車両乗降口の段差・隙間に関する検討会」を立ち上げ、車椅子使用者の単独乗降と列車走行の安全確保を両立しうるプラットホームと車両乗降口の段差・隙間等について、実証試験等を通じて検討を行ってきました。今回の発表は、その検討結果を公表したものです。

とりまとめの内容は、次の通りです。

- ①整備実現に向けた当面の目安値
コンクリート軌道
直線部においては、段差:3cm、隙間:7cm、曲線部においては、段差:3cm、隙間:できる限り小さく、
バラスト軌道
直線部においては、段差:目安値(3cm)を参考にできる限り平らに、隙間:目安値(7cm)を参考にできる限り小さく、曲線部においては、目安値(3cm)を参考にできる限り平らに、隙間:できる限り小さく
- ②東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の最寄り駅やその乗り換え等に利用される首都圏の主要駅については、同競技大会に向けて対応可能な駅やプラットホームを選定し、優先的に整備を進める。
- ③単独乗降しやすい駅のマップ化やアプリなどの鉄道事業者等の取組とあわせて、一緒に乗降する一般の鉄道利用者が積極的に手助

けをすることで、車椅子使用者の円滑な移動を確保することも望まれる。

詳しいことは、下のサイトをご覧ください。
(寺島)

https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo07_hh_000158.html

厚生労働省が使用者による障害者虐待の状況等を公表

厚生労働省は、2019年8月28日、「平成30年度使用者による障害者虐待の状況等」を公表しました。

「使用者による障害者虐待の状況等」は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」第28条に「厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」とあることから、都道府県労働局が把握した使用者による障害者虐待の状況等を取りまとめたものです。

取りまとめについて、通報・届出に関しては、平成30年4月1日～平成31年3月31日の間に通報・届出のあったもの、対応結果に関しては、平成30年4月1日～平成31年3月31日までに対応が完了したものを対象としています。主な内容は次の通りです。

- ①通報・届出のあった事業所数は1,656で、前年度比11.7%増
- ②通報・届出の対象となった障害者数は1,942人で、前年度比20.9%減
- ③虐待が認められた事業所数は541で、前年度比9.4%減
- ④虐待が認められた障害者数は900人で、前年度比31.2%減
- ⑤受けた虐待の種別は、経済的虐待が791人(83.0%)と最も多く、次いで心理的虐待が92人(9.7%)、身体的虐待が42人(4.4%)。

詳しい内容は、下のサイトをご覧ください。
(寺島)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172>

社会保障給付費が120兆円超え

2019年8月2日、国立社会保障・人口問題研究所は、平成29(2017)年度「社会保障費用統計」の概況を公表しました。それによれば、2017年度の「社会保障給付費」総額は120兆2,443億円で、過去最高を記録したとのことでした。

「社会保障費用統計」は、年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護など、官民間問わず、社会保障制度に関する1年間の国全体の支出を集計したものです。

OECD(経済協力開発機構)の基準により集計した「社会支出」とILO(国際労働機関)の基準により集計した「社会保障給付費」の二通りの統計があります。

「社会支出」(OECD基準)は、「社会保障給付費」(ILO基準)と比べ、施設整備費など直接個人には移転されない支出まで集計範囲に含んでいます。

集計結果のポイントは、下のとおりです。

・「社会支出」は124兆1,837億円で、前年度に比べ1兆9,722億円増加(1.6%)

・「社会保障給付費」は120兆2,443億円で、前年度に比べ1兆8,353億円増加(1.6%)

・国民1人当たりの「社会支出」は98万100円、「社会保障給付費」は94万9,000円。

・社会支出を政策分野別にみると、最も大きいのは「高齢」で56兆9,399億円、次いで「保健」の41兆8,713億円。この2分野で総額の約8割(79.6%)を占めている。

・社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」の部門別にみると、「医療」は39兆4,195億円で総額に占める割合は32.8%、「年金」は54兆8,349億円で同45.6%、「福祉その他」は25兆9,898億円で同21.6%となっている。「福祉その他」のうち「介護対策」は10兆1,016億円で同8.4%である。

・部門別社会保障給付費の対前年度伸び率

は、「医療」が1.6%、「年金」が0.8%、「福祉その他」が3.1%である。「福祉その他」のうち「介護対策」は4.1%である。

・社会保障給付費に対応する、社会保険料や公費による負担などの「社会保障財源」は、総額141兆5,693億円で、前年度に比べ5兆441億円増となっている。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

http://www.ipss.go.jp/site-ad/index_Japanese/security.asp

スマートフォン向け障害者手帳アプリ

2019年7月1日、株式会社ミライロ(本社:大阪市)は、スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」をリリースしました。

このアプリをインストールし、障害者手帳の情報などを登録することで、協力企業において、スマートフォンを障害者手帳の代わりに使用できるようになります。

例えば、協力企業の西武鉄道株式会社では、スマートフォンで「ミライロID」を呈示することで、回数乗車券または定期乗車券の購入時に障害者割引が適用されます。

この対応については、国土交通省総合政策局安心生活政策課長通知「障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認について(平成31年1月21日付国総安第89号)」において、障害者の移動上の利便性を向上させる観点から、障害者手帳等の提示を求めている規定の見直しを行うことが求められていることが背景にあります。

西武鉄道以外にも、嵯峨野観光鉄道株式会社、日の丸交通株式会社、西武ハイヤー株式会社、西武バス株式会社などが協力団体として参画しています。

関連のサイトは以下のとおりです。(寺島)

株式会社ミライロのウェブサイト

https://www.mirairo.co.jp/press_release/post-12828

情報フォルダー

2018 年障害者雇用実態調査結果

厚生労働省が 2018 年 6 月に行った障害者雇用実態調査(以下、2018 年調査)結果が、2019 年 6 月 25 日に同省職業安定局障害者雇用対策課就労支援室により公表されました。同調査は、常用労働者数 5 人以上の民間事業所を対象にサンプル調査として 5 年ごとに実施されています。同調査結果の概要は、つぎのとおりです。

(1) 雇用者数

調査対象となった事業所で雇用されている障害者数は、約 85.1 万人で、前回(2013 年調査)の約 63.1 万人とくらべ、約 22 万人(約 35%)増えています。その障害種別内訳は、身体障害者 42.3 万人(前回 43.3 万人)、知的障害者 18.9 万人(前回 15.0 万人)、精神障害者(発達障害者を含む。)23.9 万人(前回 4.8 万人。ただし、発達障害者は含まれていません。)で、前回とくらべ、身体障害者は約 1 万人減少しているのに対し、知的障害者は約 3.9 万人増、そして精神障害者は 19.1 万人増(ただし、発達障害者を除くと 15.2 万人増)となっています。

また、厚労省は障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度(以下、雇用率制度)の対象となる、現在は常用労働者数 45.5 人以上の民間企業における障害者雇用状況(毎年 6 月 1 日現在のもの。以下、6・1 調査)を公表していますが、それによれば対象企業で雇用されている障害者数(実数、2018 年)は 45 万 379 人で、2013 年の 32 万 3,839 人とくらべ、12 万 6,540 人(約 39%)増えています。その障害種別内訳は、身体障害者 25 万 6,153 人(2013 年 22 万 4,889 人)、知的障害者 11 万 144 人(2013 年 7 万 2,786 人)、精神障害者 8 万 4,082 人(2013 年 2 万 6,162 人)で、身体障害者(約 3 万 1,000 人増)、知的障害者(約 3 万 7,000 人増)とくらべ、精神障害者(約 5 万 8 千人増)の増加数がかなり大きくなっています。その主な理由は、2013 年の障害者雇用促進法改正により 2018 年 4 月 1 日から精神障害者(ただし、精神障害者保健福祉手帳所持者)も雇用義務の対象となったためと考えられます。

なお、2018 年調査結果と 2018 年 6・1 調査結果から、雇用率制度の対象とはならない 45.5 人未満の小企業(ただし、常用労働者数 5 人未満の事業所(企業)で雇用されている障害者数については、未調査で不明。)で約 40.1 万人(全体の約 47%、つまり全体の約半分)の障害者が雇用されていることがわかります。

(2) 事業所規模別雇用状況

常用労働者数 5 人以上の事業所を対象とした 2018 年調査と常用労働者数 45.5 人以上の企業を対象とした 2018 年 6・1 調査(ただし 2013 年 6・1 調査は常用労働者数 50 人以上の企業を対象)における事業所(企業)規模別雇用状況を比較すると、前者では雇用率制度の対象とはならない常用労働者数 29 人未満の事業所およびそのかなりが雇用率の対象とならない常用労働者数 30 人以上、100 人未満の事業所が最も多くの障害者を雇用しているのに対し、後者では 1,000 人以上の大企業で全体の半数近くの障害者が雇用されています。つまり、雇用率制度による障害者雇用は大企業が中心となっているのに対し、事業所(企業)全体としてみると、雇用率制度の対象とはならない小規模企業が障害者雇用できわめて大きな役割を果たしていることがわか

ります。

しかし、これらのデータだけではよくわからないのは、(1)雇用者数で言及したように、2018年調査および2018年6・1調査とも2013年の調査とくらべ、精神障害者の雇用者数が大きく増えているにもかかわらず、企業規模別雇用者割合をみると、2018年6・1調査で精神障害者の雇用者割合が増えているのは、常用労働者数45.5人～99人規模の企業のみであり、1,000人以上規模の企業も含め、その他の規模の企業ではその雇用割合がむしろ減少していることです。一方、表1を見ると、2018年調査では、常用労働者数5人～29人規模の事業所で雇用されている精神障害者の割合が、2013年調査の25.7%から70.5%へと約2.7倍も増えていることが注目されます。これらの小規模事業所(企業)は、雇用率制度の対象とはならないだけに、どうして精神障害者の雇用がこれほど大きく伸びたのかの原因究明が求められるのではないのでしょうか。

表1 2018年調査 単位% ()内は2013年調査の%

	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人～
身体障害者	37.0(42.7)	28.9(21.9)	21.6(23.7)	5.5(5.1)	7.0(6.6)
知的障害者	45.4(35.8)	30.0(35.7)	18.4(20.5)	3.3(5.8)	3.0(2.1)
精神障害者	70.5(25.7)	15.9(35.2)	9.2(29.4)	2.4(4.4)	2.1(5.3)

表2 2018年6・1調査 単位% ()内は2013年調査の%

	45.5～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000人～
身体障害者	10.3(8.9)	20.7%(19.7)	9.1(9.6)	11.9(12.7)	48.0(49.7)
知的障害者	12.5(12.6)	20.8(20.8)	8.3(9.3)	10.4(10.6)	48.0(46.7)
精神障害者	12.4(10.5)	20.8(21.3)	8.4(10.7)	12.4(12.7)	46.1(53.1)

(3)雇用形態・労働時間別状況

表3および4からは、知的障害者および精神障害者については非正社員が7～8割を占めているにもかかわらず、それらの障害者の相当部分も週30時間以上のフルタイム同様の働き方をしていること、また精神障害者についてはその障害特性から30時間未満の短時間労働に従事しているものが半数以上を占めていることがわかります。

表3 雇用形態別状況(2018年調査) 単位%()内は2013年調査の%

	正社員	非正社員
身体障害者	52.5(55.9)	47.1(43.8)
知的障害者	19.8(18.5)	80.0(81.3)
精神障害者	25.5(40.8)	74.4(58.9)

表4 労働時間(週)別状況(2018年調査) 単位%()内は2013年調査の%

	30時間以上	20時間以上 30時間未満	20時間未満
身体障害者	79.8(81.8)	16.4(12.0)	3.4(5.5)
知的障害者	65.5(61.9)	31.4(26.5)	3.0(10.4)
精神障害者	47.2(68.9)	39.7(26.2)	13.0(4.2)

一方、表5からは、雇用率制度の対象となる企業で働く身体障害者および知的障害者の大半が、また精神障害者についてもその半数以上が、週 30 時間以上のフルタイム同様の働き方をしていることがわかります

表5 労働時間(週)別状況(2018年6・1調査) 単位%()内は2013年6・1調査の%

	30時間以上	20時間以上 30時間未満
身体障害者	89.1(91.3)	10.9(8.7)
知的障害者	80.3(82.7)	19.7(17.3)
精神障害者	53.1(67.4)	46.9(32.6)

(注)労働時間週20時間未満の障害者については、雇用率制度の対象とはならないため、たとえ実際には週20時間未満で就労する障害者がいたとしても6・1調査には計上されません。

海外情報

[米国]大学図書館等におけるプリント障害学生の情報保障に関する白書

2019年7月22日、研究図書館協会(Association of Research Libraries: ARL)とバージニア大学(UVA)図書館は、「法律とアクセシブルテキスト: 公民権と著作権の調和(The Law and Accessible Texts: Reconciling Civil Rights and Copyrights)」という白書を公表しました。著者は、Brandon Butler氏(UVA)、Prue Adler氏(ARL)、および、Krista Cox氏(ARL)です。アンドリュー・W・メロン財団からの助成金によるプロジェクトの一部として作成されたこの白書は、高等教育機関が、プリント・ディスプレイ(Print Disability)の学生に対して公平な情報アクセスを提供するという使命を果たすために、法的枠組み内でどのようにすればよいかについて考察しています。

公民権法などにより、高等教育機関には、学生が教材に平等にアクセスできるようにする法的義務と道徳的義務があるため、視覚障害、ディスレクシア、身体障害など、印刷物を利用するのが難しいプリント・ディスプレイの学生が増えているなかで、点字に翻訳したり、拡大文字ファイルにしたり、スクリーンリー

ダー用加工したりする作業が、大学の大きな負担となっています。

一方で、出版社は、アクセシブルなフォーマットを提供する必要はなく、逆に、著作権に基づき、アクセシブルなファイルを提供する際に、学生が印刷された教科書を購入していることを示すよう求めてくることもあります。

公民権と著作権のはざま、大学がどのように効率的に情報保障していけばよいかについて考え方を示しています。

白書は下のサイトをご覧ください。(寺島)
<https://www.arl.org/wp-content/uploads/2019/07/2019.07.15-white-paper-law-and-accessible-texts.pdf>

[英国]運輸省がブルーバッジに関するガイドラインを公表

英国では、2019年8月30日から、認知症、不安障害など「見えない障害者(people with hidden disabilities)」にもブルーバッジが交付されます。ブルー・バッジ(Blue Badge)とは、障害者のための駐車カードの一般的な呼称で、ヨーロッパ各国、アメリカ、オーストラリア等に普及しています。

2019年6月15日、運輸省は、「ブルーバッジ調査: 見えない障害者の利用資格(Blue Badge research: eligibility for people with non-visible disabilities)」を公表しました。英国

では、国が基準を決め、地方自治体が運営管理をしていますが、障害のない人がバッジを不正使用する問題が長年続いており、実施に先立ち地方自治体向けのガイドラインを示したものです。

制度の概要、申請手続き、受給資格の判定、制度の運用などが記載されています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)
<https://www.gov.uk/government/publications/the-blue-badge-scheme-local-authority-guidance-england>

[シンガポール]インクルーシブな雇用主向けのジョブ再設計ガイドを公表

障害者を支援するための政府の専門機関 SG イネーブル(SG Enable)は、マンパワー省 (Ministry of Manpower: MOM)と協力し、2019年6月17日、「インクルーシブな雇用主向けのジョブ再設計ガイド(Job Redesign Guide for Inclusive Employers)」を発表しました。

このガイドは、雇用主が仕事を再設計して、障害のある従業員をよりよくサポートし統合する方法を理解するのを支援することを目的としています。ジョブの再設計とは何か、それを実践する方法を解説するとともに、ジョブの再設計のベストプラクティスも掲載しています。また、雇用主が利用できる助成金や支援に関する情報も含まれています。

ガイドは、下のサイトにあります。(寺島)
https://s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/sgenableprod/wp-content/uploads/2019/06/17080529/SGE_JobRedesignGuide_FINAL.pdf

[バングラデシュ]障害者を含む災害管理に関する会議を開催

国連開発計画 (UNDP) バングラデシュ事務所によれば、2019年5月28日、同事務所は、障害開発センター (Centre for Disability in Development: CDD) と共催で、「バングラデシュの障害者のためのレジリエンスの構築: 障

害者を含む早期警戒システム、災害リスク軽減 (DRR) および気候変動適応 (CCA) に関するコンサルテーション (Building Resilience for Persons with Disabilities in Bangladesh: Consultation on Disability inclusive Early Warning System, Disaster Risk Reduction (DRR) and Climate Change Adaptation (CCA))」をダッカで開催しました。

CDD によれば、バングラデシュはこれまで災害管理の模範的国家であり、災害弱者である障害者への支援を充実させることにより、より包括的な災害管理を充実させていくことが重要であるとしています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)
<http://www.bd.undp.org/content/bangladesh/en/home/presscenter/pressreleases/2019/05/29/including-persons-with-disability-in-disaster-management-and-cli.html>

[インド]軍隊の活動による障害年金のみが所得税免除であることを通知

インド財務省歳入局は、2019年6月24日、障害年金の所得税免除は、軍隊の活動により障害になったり、その障害が悪化したために受給している障害年金が対象で、それ以外の原因で障害になった場合は対象にならないことを通知しました。

通知は、下のサイトにあります。(寺島)
https://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular_13_2019.pdf

[パキスタン]障害者登録を推進

ラジオパキスタン 2019年7月15日版によれば、同日、イスラマバードで開催されたオーダーメイド車椅子の贈呈式における演説において、アリフ・アルヴィ大統領は、障害者登録の必要性を強調しました。

彼は、登録は、障害者に対する施設サービスや支援機器の提供に役立つと述べ、国立情報登録機関 (National Database and

Registration Authority : NADRA)とパキスタン福祉独立法人(Bait-ul-Mal)に対し、できるだけ早く登録を完了するように求めました。

また、大統領は、公的機関の5パーセントの雇用割当の厳格な実施も求めました。

なお、オーダーメイド車椅子の他に5種類の参加支援機器を給付する事業が国内の12地区で始まっているとのことでした。

記事は、下のサイトにあります。

<http://www.radio.gov.pk/15-07-2019/care-for-disabled-aged-people-of-society-our-collective-responsibility-president>

[国連]第12回国連障害者権利条約締約国会議開催

2019年7月11日から13日まで第12回国連障害者権利条約締約国会議(Conference of States Parties to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities)がニューヨークの国連本部で開催されました。

締約国会議は、障害者権利条約第40条に規定されており、2008年以降、毎年開催されています。

今回の締約国会議のテーマは、「変化する世界において障害者を確実にインクルージョンする」でした。

次の3つのサブテーマについてラウンドテーブルディスカッションが行われました。

①障害者のエンパワーメントとインクルージョンのための技術、デジタル化、ICT

②ソーシャルインクルージョンと達成可能な最高水準の健康に関する権利

③文化生活、レクリエーション、レジャー、スポーツへの参加を通じた、障害者の社会的インクルージョン

約180カ国から1,500人以上が参加し、約100のNGO、および国連機関が参加しました。また、約70のサイドイベントが開催されたとのことでした。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。会議文

書やビデオがUPされています。(寺島)

<https://www.un.org/development/desa/disabilities/conference-of-states-parties-to-the-convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities-2/cosp12.html>

[福祉機器]視覚障害者ナビゲーションシステム

アメリカン・プリンティング・ハウス(American Printing House for the Blind, Inc)が開発したニアバイ・エクスプローラー(Nearby Explorer)というスマートホン用アプリは、視覚障害者が歩行する際のナビゲーションを行います。

オンライン版(無料)とフルバージョンがあり、前者は地図情報をネットから獲得します。

GPSと地図情報を活用して、周囲の環境を視覚障害者に伝えます。例えば、「北東に向かっています。」「次の曲がり角まで30フィートです。」「ここは、〇〇です。」などのように、視覚障害者が歩きながら地図情報を音声や点字ディスプレイで確認できます。

このナビゲーションシステムの特徴は、他の同様のシステムとは違い、最初から、視覚障害者向けに開発されているために、視覚障害者が使いやすくなっているところです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島).
<https://www.wired.com/story/challenge-helping-blind-people-navigate-indoors/>

編集後記

国連は、昨年、持続可能な開発目標(SDGs)の実現のためのフラグシップレポートを公表しました。また、今年になり障害者インクルージョン戦略を作成したり、事務総長が、障害者インクルージョンは2030アジェンダの中心課題であることを表明するなど、SDGsと障害者問題との関係を強調しています。国内の状況をみれば、この関係についての関心はまだ高いとはいえない状況にあります。(寺島)。